

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年8月30日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700035 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700012 号

第 1 結論

昭和 53 年 7 月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 7 月から昭和 54 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 3 月までは学生であり、母が国民年金保険料を支払っていて未納はないはずである。請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間を除く請求者の国民年金加入期間に保険料の未納はなく、請求者の母親も請求期間を含む国民年金加入期間に保険料の未納はないなど、請求者及びその母親の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市の国民年金保険料納付記録データによれば、請求期間は国民年金保険料の納付済み期間として記録されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700033 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700032 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額を 22 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 銀行が提出した請求者に係る預金異動明細表及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与の支払明細書により、請求者は、請求期間において、A 社から賞与を支給され、22 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

また、賞与の支給日については、前述の預金異動明細表により確認できる振込日及び前述の賞与の支払明細書に記載された支給日から平成 16 年 12 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700034 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700033 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月 24 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳の写し及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与の支払明細書により、請求者は、平成 16 年 12 月 24 日に同社から賞与を支給され、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600302 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700034 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社 (現在は B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 36 年 3 月 1 日、喪失年月日を同年 5 月 19 日に訂正し、昭和 36 年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

昭和 36 年 3 月 1 日から同年 5 月 19 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 5 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 36 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 1 日から昭和 37 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 9 月 27 日まで
④ 昭和 45 年 2 月 21 日から昭和 55 年 4 月 1 日まで

請求期間①について、私の夫 (訂正請求記録の対象者) は、C 市にあった A 社に勤務し、私も同社に勤務していた縁で夫と結婚したので、夫が同社に勤務していたことは間違いないが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間②について、私の夫は、D 市にあった E 事業所に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間③及び④について、私の夫が F 市にあった G 社に勤務していた期間のうち当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間①から④について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

1 厚生年金保険法によれば、厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、適用事業所に使用されるに至った日等とされており、喪失時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日等とされている。

請求期間①については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者は昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得、同日に同被保険者資格を喪失し、当該喪失の処理について社会保険出張所 (当時) は同年 5 月 19 日に確認を行っ

たことが記録されている。

このことについて、日本年金機構は、「資格取得年月日については確認日を明記する欄がないため、提出日の確認は出来ませんが、A社より昭和36年3月1日付の資格取得届が提出されました。しかしながら結果として、同日以降就労実態がなかったため、同事業所より昭和36年5月19日に資格取得取消届が提出され、資格喪失日の欄に資格取得日と同日の日付が記載されたものと思われます。」とし、H年金事務所は、「当時の記載方法が妥当であったかは不明です。」と回答している。

しかしながら、前述の被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者と同日（昭和36年3月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該被保険者資格取得を取消しされている者については、備考欄に「年月日取得取消」のゴム印が押され、資格喪失年月日欄に「証返済」と記載されていることが確認できることから、訂正請求記録の対象者に係る備考欄には、そのような押印及び記載は無いことから、社会保険出張所が訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格を取り消すために被保険者資格の喪失年月日を取得年月日と同日で記録したとは考え難い。

また、B社は、退職者データの中に訂正請求記録の対象者の記録（取得年月日は昭和36年3月1日、退職年月日は空欄）があるので入社日、退職日等ははっきりした事は分からないが勤務されていたことは間違いのない旨回答しており、また、訂正請求記録の対象者がA社に勤務していたことを記憶しているとする複数の者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和36年3月1日よりも後であることから、訂正請求記録の対象者は請求期間①のうち一部期間においてA社に勤務していたものと考えられる。

さらに、訂正請求記録の対象者のA社における退職日は不明であるものの、前述の被保険者名簿により、社会保険出張所が訂正請求記録の対象者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和36年3月1日と記録した同年5月19日の前日までは、訂正請求記録の対象者は同社における厚生年金保険被保険者として管理されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と喪失年月日を同日で届出及び記録する合理的な理由はないことから、訂正請求記録の対象者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和36年3月1日、喪失年月日については同年5月19日とすることが必要である。

また、昭和36年3月及び同年4月に係る標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、請求期間①のうち昭和36年3月1日から同年5月19日までを除く期間については、B社は、「訂正請求記録の対象者の請求どおりの届出を行ったか不明（届出書類の保存期限がすぎており確認が出来ない）」と回答している上、前述の訂正請求記録の対象者を記憶しているとする複数の者に聴取しても訂正請求記録の対象者の勤務期間等に関する具体的な陳述は得られないことから、当該期間における訂正請求記録の対象者の勤務をうかがうことができない。

2 請求期間②については、訂正請求記録の対象者が勤務していたとするD市のEという名称の事業所について、日本年金機構は、請求期間②においてE事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない旨回答している。

また、訂正請求記録の対象者は既に死亡しており、請求者も高齢のため、E事業所について聴取することができず、当該事業所の特定に資する情報を得ることができない。

なお、オンライン記録により、請求期間②当時D市において厚生年金保険に加入していたことが確認できる事業所のうち、名称がE事業所に類似する複数の事業所に対し文書照会を行っ

たが、これらの事業所は訂正請求記録の対象者の勤務実態については不明である旨回答している。

- 3 請求期間③及び④については、G社は、訂正請求記録の対象者の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認できる資料等が無く不明である旨回答しており、また、請求期間③及び④において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、訂正請求記録の対象者が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間については記憶していない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の勤務期間等を確認できない。

なお、訂正請求記録の対象者のG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、訂正請求記録の対象者は、昭和41年9月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得、昭和44年5月1日に同被保険者資格を喪失、同年9月27日に同被保険者資格を取得、昭和45年2月21日に同被保険者資格を喪失しているところ、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

- 4 このほか、請求期間①のうち昭和36年3月1日から同年5月19日までを除く期間、請求期間②、③及び④において請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間①のうち昭和36年3月1日から同年5月19日までを除く期間、請求期間②、③及び④において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700110 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700013 号

第 1 結論

昭和 52 年 8 月から昭和 54 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 8 月から昭和 54 年 9 月まで

私が二十歳になった頃、母が A 市役所で国民年金の加入手続をして年金手帳も窓口で交付を受けた。当時無職だったため、母が代わりに昭和 54 年 10 月頃から 2 年分遡って、数か月ごとに分割して納付した。領収書は納付したときに市役所の窓口で受け取ったが、現在持っていない。私も母も当時の事を記憶していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 57 年 1 月頃に払い出されていることが推認され、それ以前に請求者に対し別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿には、請求者の国民年金被保険者資格取得年月日が「52. *.*」、備考には「資格取得イイ 5 7. 1」と記載されているところ、A 市は、当該被保険者名簿の記載について、請求者の国民年金被保険者資格取得に係る手続が昭和 57 年 1 月に行われた旨回答していることから、昭和 57 年 1 月時点において、請求期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

なお、前述の被保険者名簿によると、請求者は、昭和 57 年 1 月に、昭和 52 年 * 月 * 日に遡って国民年金被保険者の資格を取得し、昭和 57 年 1 月時点において遡って納付が可能であった昭和 54 年 10 月分以降の国民年金保険料を複数回にわたり納付した記録が確認できる。

このほか、請求者及びその母親が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700112 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700014 号

第 1 結論

平成 17 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 3 月

送付された年金定期便に平成 17 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで国民年金保険料が未納と書かれているが、支払いは確実にを行っている。平成 17 年から平成 18 年頃、未納という連絡便のようなものが届き、母にその旨を伝え、迅速に対応し、実家近くのコンビニエンスストアで納付書により納付した。

また、現在、年金はその 1 か月以外は全額納付しており、家族等の納付も知らせ等があった場合、確実に速やかに対応し納付している。これらは、年金記録確認中央第三者委員会の判断基準 1. 未納期間が少数かつ短期間であった場合、2. 配偶者や家族が納付している場合に該当している。

国民年金保険料の納付の重要性は承知しており、確実に納付しているので、請求期間を国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の入力処理は平成 25 年 7 月 3 日に行われていることが確認できることから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録において、請求者に対して別の基礎年金番号が払い出されていないか調査したが、現在所持している基礎年金番号以外は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとするコンビニエンスストアに照会したが、当該コンビニエンスストアは、請求期間に係る領収（納付受託）控及び電子データは弊社の契約上の保管期間（5 年）が過ぎているため確認することができない旨回答しており、同コンビニエンスストアからは請求者の主張について確認することができなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、厚生労働省における年金記録の訂正手続は、「国民年金記録訂正請求認定基準・要領（平成 27 年 2 月 27 日厚生労働大臣決定）」に基づき判断することとされており、当該認定基

準・要領によると、請求期間が短い、請求期間において配偶者（配偶者がいない場合には国民年金に加入する全ての同居親族）が国民年金保険料を納付している等といった事情は勘案するとされているが、一方で、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、被保険者1人ひとりに1つの基礎年金番号が付与され、この番号がなければ保険料を納付できなくなったことから、确实と認められる関連資料が存在するものか、又は請求者側の行為とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情が存在し、それらを総合すると請求理由が真実である可能性が極めて高い状態に達しているもののみを認定するとされていることから、本件はそれに該当しない。